令２医務保険第９８８号

令和２年(2020年)１２月１５日

関係医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令の施行について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局総務課長等から通知がありましたのでお知らせします。

　なお、山口県内の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町に変更はありません。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939